

採用試験

裁判所では、法学部のほか、経済学部、文学部、教育学部、理学部など、様々な学部出身者が活躍しています。また、事務官法律研修や裁判所職員総合研修所の養成課程など、採用後に法律知識を習得する機会もあります。

裁判所事務官

総合職試験（裁判所事務官）、一般職試験（大卒程度区分）は、試験科目に法律科目が含まれていますが、いずれも細かな専門知識を問うものではありませんので、法律学を専攻していない方も多く合格しています。なお、第1次試験専門試験（多肢選択式）では、行政法、刑法、経済理論の中から1科目を選択することができます。

Point 大学で法律学を専攻していない方も多く合格しています！

総合職試験（裁判所事務官）の特例制度について

総合職試験（裁判所事務官）の受験者が、申込みの際に特例を希望して各試験種目を有効に受験すると、同試験に加え、一般職試験（大卒程度区分）受験者としての合否判定も受けることができる制度です。特例の希望の有無が合否に影響することはありません。

受験資格	総合職試験（裁判所事務官）		一般職試験（裁判所事務官）	
	（院卒者区分）	（大卒程度区分）	（大卒程度区分）	（高卒者区分）
受験資格	30歳未満※であって院卒及び院卒見込みの者	21歳以上30歳未満※の者	21歳以上30歳未満※の者	高卒見込み及び卒業後2年以内の者 （中学卒業後2年以上5年未満の者も受験可）
第1次試験	基礎能力試験（多肢選択式）			
	専門試験（多肢選択式）			作文試験
第2次試験	政策論文試験（記述式）		論文試験（小論文）	人物試験（個別面接）
	論文試験（小論文、特例希望者のみ）			
	専門試験（記述式）			
第3次試験	人物試験（個別面接）		人物試験（個別面接）	人物試験（個別面接）
	人物試験（個別面接）		人物試験（個別面接）	人物試験（個別面接）

総合職試験（裁判所事務官）は、政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを、一般職試験（裁判所事務官）は、的確な事務処理に係る能力を有するかどうかを重視して行う試験です。
※年齢は、受験する年の4月1日現在

家庭裁判所調査官補

総合職試験（家庭裁判所調査官補）の専門試験は、心理学、教育学、福祉、社会学、法律学の5領域15題から、試験当日に問題を見た上で、任意の2題を選択して受験できます。

Point 様々な学部出身の方が合格しています！！

受験資格	総合職試験（家庭裁判所調査官補）	
	（院卒者区分）	（大卒程度区分）
受験資格	30歳未満※であって院卒及び院卒見込みの者	21歳以上30歳未満※の者
第1次試験	基礎能力試験（多肢選択式）	
第2次試験	政策論文試験（記述式）	
	専門試験（記述式）	
	人物試験Ⅰ（個別面接）	
	人物試験Ⅱ（集団討論及び個別面接）	

※年齢は、受験する年の4月1日現在

受験案内について

総合職試験及び一般職試験（大卒程度区分）の受験案内は2月中旬頃、一般職試験（高卒者区分）の受験案内は5月下旬頃から裁判所ウェブサイトに掲載します。

試験地の選択について

第1次試験及び第2次試験の筆記試験の各試験地は、希望する勤務地にかかわらず、全国の試験地から受験に便利な試験地を選択することができます。

Check

裁判所ウェブサイトにも、試験内容の詳細を掲載しています。そのほかにも、受験から採用までの流れ、過去の試験問題など、最新の情報を掲載していますので、是非ご覧ください。

